

情報公開事務に係る苦情の処理結果について（報告）

平成 1 8 年 5 月 1 6 日

苦 情 処 理 調 査 部 会

苦情調査処理状況一覧

	(H17)苦情事案1	(H17)苦情事案2	(H17)苦情事案3
申出(受付)日	平成17年8月1日	平成17年8月10日	平成17年5月27日(口頭申出):平成17年8月25日(申出書受付)
実施機関	知事(総務部政策法務課)	知事(商工労働部経営支援課)	教育委員会(教育振興部指導課・教職員課)
苦情の内容	千葉県報に登載された「請求及び申出件数の多い順の請求者及び申出者の順位及び件数」作成の基となったリストの自己情報不開示決定処分取消しを求める。 情報公開制度の運用状況として、請求件数上位者の請求件数一覧表が千葉県報に登載されている。しかし、県報にランキングを載せる必要などなく、おかしい。また、ランキングを載せるなら基礎資料を開示すべきである。	商工労働部経営支援課職員が、情報公開における開示請求者名を開示請求対象文書の関係団体に漏洩した疑い(この団体の関係者が、県の職員から話を聞いたと身の回りの者に言いふらしている。)	平成17年4月1日以降作成され、部分開示された事故報告書について、不開示の判断となる情報公開条例の解釈・運用が課・班によって異なるためは正してほしい。
調査委員	井上委員	菅野委員	伊藤委員
調査の状況	平成17年9月16日(申出人から聴取)	平成17年8月31日(実施機関から聴取)	平成17年9月20日(申出人から書面受付) 平成17年10月21日(実施機関から聴取)
苦情処理調査部会審議状況	平成17年8月9日(処理方針の検討) 平成17年9月27日(処理方針の検討)	平成17年9月27日(処理方針の検討)	平成17年8月9日・9月27日(処理方針の検討) 平成17年10月31日(処理方針の検討)
処理結果通知	平成17年9月30日	平成17年9月30日	平成17年11月9日
処理結果	個人情報保護条例に基づく決定に関する苦情であり、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない。しかし、申出は、制度運用の改善に関する意見として取り扱うことが適当と判断し、推進会議に報告する。	実施機関から調査を行ったところ、「平成17年8月3日に担当職員が、補助事業に関し補助団体と電話でのやり取りをする中で、開示請求者名(姓のみ)が流出したことが確認された」との説明があり、当該事実関係を確認した。 開示請求者の保護は、情報公開制度の根幹にかかわるものであって、外部に流出するようなことがあってはならないと考える。 よって、千葉県知事に対し是正を求めた。	事故報告書の開示・不開示の判断は、事故に関する新聞報道等の状況などを総合的に勘案し、慎重に判断して決定しているとの説明を受けた。同一の事故報告書における開示内容が請求時期によって異なるのは、不開示情報の解釈・運用を変更したものではなく、当該事案に関しては、個人識別性がないと改めて判断したとのことである。 本件苦情は行政文書部分開示決定に対する不服と解され、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない。
	(H17)苦情事案4	(H17)苦情事案5	(H17)苦情事案6
申出(受付)日	平成17年10月7日	平成17年10月7日	平成17年12月20日
実施機関	教育委員会(行徳高校)	教育委員会(行徳高校)	知事(健康福祉部保険指導課)
苦情の内容	千葉県個人情報保護条例の解釈運用に疑義がある。 高校の職員会議において行った自らの発言の記録の開示を求めて自己情報開示請求を行ったところ、実施機関は、請求人に係る自己情報がないことを理由に不開示決定を行った。申出人は会議録に係る自己情報訂正請求を行ったが実施機関は請求を却下した。 実施機関は、自らの都合で申立人の発言を記録せず、記録がないことをもって追加訂正しない。	千葉県個人情報保護条例の解釈運用に疑義がある。 高校の職員会議において行った自らの発言の記録の開示を求めて自己情報開示請求を行ったところ、実施機関は、請求人に係る自己情報がないことを理由に不開示決定を行った。申出人は会議録に係る自己情報訂正請求を行ったが実施機関は請求を却下した。 実施機関は、自らの都合で申立人の発言を記録せず、記録がないことをもって追加訂正しない。	1:部分開示の行政文書において、マスク不良があった。 2:申出人は健康福祉部保険指導課から、開示請求手続きについて度重なる嫌がらせを受けている。同課は情報公開制度をきちんと認識しておらず、制度の誤った運用を行っている。
調査委員	菅野委員、井上委員、伊藤委員	菅野委員、井上委員、伊藤委員	菅野委員
調査の状況			平成18年1月16日(申出人から書面受付) 平成18年2月24日(実施機関から聴取)
苦情処理調査部会審議状況	平成17年10月31日(処理方針の検討)	平成17年10月31日(処理方針の検討)	平成18年3月16日(処理方針の検討)
処理結果通知	平成17年11月9日	平成17年11月9日	平成18年4月3日 事案9と共通
処理結果	個人情報保護条例に基づく決定に関するものであり、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない。	個人情報保護条例に基づく決定に関するものであり、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない。	1:マスク不良の事実があったことを確認した。 2:決定通知書の記載に不備があり、その訂正に約10ヶ月の期間が経過した事実があることを確認したが、その他の事項については、情報公開制度の運用に関して不適切と認められる事実を確認できなかった。組織的な嫌がらせについても事実を確認できなかった。 上記1及び2で確認した事実は、情報公開制度の運用に関する事務処理としては不適切なものであり、千葉県知事に対し是正を求めた。

苦情調査処理状況一覧

	(H17)苦情事案7	(H17)苦情事案8	(H17)苦情事案9
申出(受付)日	平成17年12月27日	平成18年1月23日	平成18年1月27日
実施機関	教育委員会(行徳高校)	知事(農林水産部団体指導課)	知事(健康福祉部保険指導課)
苦情の内容	正規の手続きを経ず、また、その痕跡も残さず、県民に情報開示をするためと称して、「訂正」と称する行為が行われた。もともとある情報を開示せず、異なった情報を開示したのであるから、この行為は文書の改ざんであり、その行為は虚偽公文書の作成そのものである。二度とこのような不祥事が再発しないよう、策を講じることを求める。	平成17年12月20日付け行政文書開示請求書で対象にしない行政文書を説明したにも係わらず、その文書だけを全部開示決定した。開示請求に対する対応として、担当課ではなく、情報公開・個人情報センターから問い合わせをさせ、対象でない文書を特定した。	平成17年12月6日収受の開示請求に対する決定通知が平成18年1月25日付けで行われ、期間延長通知もなく、放置された。
調査委員	井上委員	伊藤委員	菅野委員
調査の状況	平成18年1月26日(実施機関から聴取)	平成18年2月27日(申出人から書面受付) 平成18年3月24日(実施機関から書面受付)	平成18年2月24日(実施機関から聴取)
苦情処理調査部会審議状況	平成18年3月16日(処理方針の検討)	平成18年3月16日(処理方針の検討) 平成18年4月18日(処理方針の検討)	平成18年3月16日(処理方針の検討)
処理結果通知	平成18年3月31日	平成18年5月10日 事案16と共通	平成18年4月3日 事案6と共通
処理結果	対象文書(原本)を確認し、実施機関に事実関係を聴取したところ、対象文書には、開示請求前の訂正と開示請求後の訂正が行われていた。開示請求後の訂正については開示請求者に誤解を与えることとなるので、慎重に行うべきであるが、今回の訂正については、軽易な事項に係るものであること、訂正は、決裁権者の了解のもと、訂正過程が分かるように誤った部分に二本線を引いて行われていること、原本の訂正による特別な措置は要さないことから不適正とまでは認められない。	実施機関に調査を行ったところ、対象としない文書の説明は受けないとの回答であり、開示請求書等を確認したが、対象としない行政文書を明示した上で請求が行われたとする事実は認められなかった。情報公開・個人情報センターが申出人に連絡し、開示請求の内容を確認したことは認められるが、その他申出人の主張する事実は確認できなかった。実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。文書の特定は実施機関と開示請求者双方の協力が重要である。	実施機関に調査を行ったところ、「本件開示請求があった日から30日以内に開示決定等を行わなかったこと、及び開示決定等の期間の延長に関し、開示決定等期間延長通知書を送付しなかったこと、という不適切な事務処理があった。」との説明があり、当該事実関係を確認した。条例第13条に定める情報公開事務の基本的な事務手続きに反するものであり、当推進会議としては、このような事務処理は改善すべきものと考え、千葉県知事に対し是正を求めた。
	(H17)苦情事案10	(H17)苦情事案11	(H17)苦情事案12
申出(受付)日	平成18年2月14日	平成18年2月14日	平成18年2月15日
実施機関	知事(健康福祉部保険指導課)	知事(健康福祉部保険指導課)	知事(健康福祉部保険指導課)
苦情の内容	開示対象とした根拠について聞いたところ、担当課職員に説明を拒否された。	平成18年2月10日決定の文書を故意に3月23日まで閲覧させないとの対応をやめさせてほしい。	開示決定した文書以外にも文書の存在を担当者が認めながら開示決定しなかった。
調査委員	菅野委員、井上委員、伊藤委員	菅野委員、井上委員、伊藤委員	菅野委員、井上委員、伊藤委員
調査の状況	平成18年3月16日(実施機関から聴取) 平成18年4月18日(申出人から聴取)	平成18年3月16日(実施機関から聴取) 平成18年4月18日(申出人から聴取)	平成18年3月16日(実施機関から聴取) 平成18年4月18日(申出人から聴取)
苦情処理調査部会審議状況	平成18年3月16日(実施機関から聴取・処理方針の検討) 平成18年4月18日(申出人から聴取・処理方針の検討)	平成18年3月16日(実施機関から聴取・処理方針の検討) 平成18年4月18日(申出人から聴取・処理方針の検討)	平成18年3月16日(実施機関から聴取・処理方針の検討) 平成18年4月18日(申出人から聴取・処理方針の検討)
処理結果通知	平成18年5月10日 事案11～13・18と共通	平成18年5月10日 事案10・12・13・18と共通	平成18年5月10日 事案10・11・13・18と共通
処理結果	申出人・実施機関双方に調査を行ったところ、開示決定された文書について申出人が電話での問い合わせを行った際の問題であり、当該文書に関する解釈等の見解が異なることによるものと認められた。情報公開に係る事務に関する実施機関の対応としては、特段の問題はないものと判断する。	申出人・実施機関双方に調査を行ったところ、2月10日に開示決定した文書を3月23日に閲覧した事実は認められたが、これは、双方の日程の調整がつかなかったことによるものであり、実施機関の対応に不適切と認められるまでの事実は確認できなかった。閲覧日の調整は、開示請求者と実施機関の双方が協力して行うものであり、当事者間に信頼関係がないことから生じた苦情と思われる。当推進会議としては、早期の閲覧に向けて十分な話し合いをされるよう、開示請求者、実施機関の双方に努力を求めたい。	申出人・実施機関双方に調査を行ったところ、開示決定通知書の文書件名の記載に関する問題であった。実施機関は、開示決定において特定した文書の添付書類を当該文書の一部と捉えていたが、申出人から別の件名にすべきであるとの指摘があり、指摘どおりに追加決定を行ったものである。文書件名の捉え方の問題であるが、開示決定の対象となる文書の範囲自体に問題はなく、実施機関の対応に特に不適切と認められるものはなかった。
	(H17)苦情事案13	(H17)苦情事案14	(H17)苦情事案15

苦情調査処理状況一覧

申出(受付)日	平成18年2月16日	平成18年2月23日	平成18年2月23日
実施機関	知事(健康福祉部保険指導課)	知事(総務部政策法務課)	知事(総務部政策法務課)
苦情の内容	国が開示対象文書でないとしているのに県が文書を特定し、開示決定しているが、国と違う解釈は許されない。	異議申立ての諮問の順番を故意に操作している。	開示請求対象文書の特定は、開示請求を収受した日でなく、起案日時点とするよう規定整備すべきである。
調査委員	菅野委員、井上委員、伊藤委員	菅野委員、井上委員、伊藤委員	菅野委員、井上委員、伊藤委員
調査の状況	平成18年3月16日(実施機関から聴取) 平成18年4月18日(申出人から聴取)		
苦情処理調査部会審議状況	平成18年3月16日(実施機関から聴取・処理方針の検討) 平成18年4月18日(申出人から聴取・処理方針の検討)	平成18年3月16日(処理方針の検討)	平成18年3月16日(処理方針の検討)
処理結果通知	平成18年5月10日 事案10~12・18と共通	平成18年4月12日	平成18年4月12日
処理結果	申出人・実施機関双方に調査を行ったところ、国が開示の対象となる文書ではないとしているのに、実施機関が開示決定したことについての苦情であった。 開示決定における文書の特定に関する問題であり、千葉県情報公開条例第27条の2第3項第2号(開示決定等について行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情)に該当する苦情であることから、当推進会議が担任する苦情としては適切でない。	本件苦情は、総務部政策法務課を担当課として申し出ているが、情報公開に関する異議申立ての諮問事務は、行政文書開示決定等を担当した課(所)において担当するもので、政策法務課において操作するものではない。 本件苦情は情報公開審査会における諮問のあった異議申立ての審議に関する苦情と解され、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない。	実施機関に調査を行ったところ、「開示請求に係る文書の特定は、原則として請求時点で保有している文書について行っている。開示・不開示の判断を行う期間が必要なことから、起案日時点の文書を特定するのは困難である。」との説明があり、不適切な事務処理とは認められない。 本件苦情は、開示事務に係る制度運用の改善に関する意見として、推進会議に報告する。

	(H17)苦情事案16	(H17)苦情事案17	(H17)苦情事案18
申出(受付)日	平成18年2月27日	平成18年2月27日	平成18年3月23日
実施機関	知事(総務部政策法務課)	千葉県情報公開推進会議	知事(健康福祉部保険指導課)
苦情の内容	開示請求の総合窓口が担当課に代わり開示請求者に問い合わせを行い、請求内容と違う文書の特定に加担している。	担当課への苦情調査は、申出人と同様に書面で調査すればとくに終了している。苦情処理を放置することはやめてほしい。	対象文書でないものを特定し、開示しようとした。 国が作成していないと回答する文書を県が対象として特定した。
調査委員	伊藤委員	菅野委員、井上委員、伊藤委員	菅野委員、井上委員、伊藤委員
調査の状況			
苦情処理調査部会審議状況	平成18年3月16日(処理方針の検討) 平成18年4月18日(処理方針の検討)	平成18年3月16日(処理方針の検討)	平成18年4月18日(処理方針の検討)
処理結果通知	平成18年5月10日 事案8と共通	平成18年4月12日	平成18年5月10日 事案10~13と共通
処理結果	実施機関(政策法務課)に調査したところ、「情報公開窓口における開示請求書等の受付に当たっては、行政文書を特定できる程度に請求の趣旨、内容等の把握に努めているところであり、開示請求者が受付時に説明した内容を確認する場合もある。確認した内容は必要に応じて担当課に文書で報告している」との回答があり、内容を検討したが、申出人主張のような事実を確認することはできなかった。 実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。 文書の特定は実施機関と開示請求者双方の協力が必要である。	本件苦情は、苦情処理調査部会における苦情処理の手続きに関するものであって、実施機関の情報公開に係る事務についての苦情とはいえず、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない。	申出人・実施機関双方に調査を行ったところ、国が開示の対象となる文書ではないとしているのに、実施機関が開示決定したことについての苦情であり、事案13と同趣旨の苦情であった。 よって、事案13と同趣旨により、当推進会議が担任する苦情としては適切でない。

	(H17)苦情事案19	(H17)苦情事案20	
申出(受付)日	平成18年3月27日	平成18年3月30日	

苦 情 調 査 処 理 状 況 一 覧

実施機関	県議会議長(県議会事務局総務課)	千葉県情報公開推進会議	
苦情の内容	開示請求をH17.12にしたが、期間延長手続きもなく放置されH18.3.24に不開示決定がされた。 また、内容が改ざんされた。	H18.3.24付情公推53号の2による「苦情調査に係る回答書」の意向確認内容の不備。	
調査委員	井上委員	菅野委員、井上委員、伊藤委員	
調査の状況			
苦情処理調査部会審議状況	平成18年4月18日(処理方針の検討)	平成18年4月18日(処理方針の検討)	
処理結果通知		平成18年5月10日	
処理結果	継続中	当該苦情は情報公開推進会議に対する苦情であり、実施機関の情報公開に係る事務の苦情ではない。したがって、当推進会議が担任する苦情としては適切でない。	
/			
申出(受付)日			
実施機関			
苦情の内容			
調査委員			
調査の状況			
苦情処理調査部会審議状況			
処理結果通知			
処理結果			

情公推第 17 号の 1
平成 18 年 4 月 3 日

千葉県知事 堂本暁子 様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷一照

実施機関の情報公開に係る事務について（通知）

このことについて、平成 18 年 2 月 14 日付けで通知し、同年 2 月 24 日に実施した苦情調査にて改善の必要が認められたので、千葉県情報公開条例第 27 条の 2 第 4 項及び千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第 8 条第 3 項の規定により、別紙のとおり是正等に関する意見を通知します。

1 苦情の内容

事案 6（平成 17 年 12 月 20 日申出分）

- (1) 平成 17 年 12 月 20 日に閲覧した平成 17 年 10 月 28 日付け保指第 653 号による部分開示の行政文書において、マスキング不良による個人情報の漏洩があった。
- (2) 申出人は健康福祉部保険指導課から、開示請求手続きについて度重なる嫌がらせを受けている。同課は情報公開制度をきちんと認識しておらず、制度の誤った運用を行っている。

事案 9（平成 18 年 1 月 27 日申出分）

平成 17 年 12 月 6 日付けの開示請求に対する決定通知が、平成 18 年 1 月 25 日付けで行われ、期間延長通知もなく放置された。

2 調査結果の概要

事案 6

- (1) 実施機関に調査を行ったところ、「閲覧に供した文書にマスキング不良の事実が認められた。部分開示を行う場合はマスキング等を施し、再度複写をして文字が判読できないようにすることが事務取扱要綱に定められているが、当該文書の作成に当たっては再度の複写を行っておらず、これが原因と考えている。再発防止に努めたい。」との説明があった。

調査委員が対象文書を見分したところ、マスキングされた部分の文字は、照明の方向によっては判読が可能であり、マスキング不良の事実があったことを確認した。

- (2) 実施機関に調査を行ったところ、「申出人の開示請求に対する決定の手続きにおいて一部不適切な事務処理があったことは認める。しかし、これは事務処理上の不手際によるものであって、申出人に対する組織的な嫌がらせの結果によるものではない。」との説明があった。

実施機関に不適切な事務処理があったかどうかについて、申出人が提出した書面に従って調査委員が個別に内容を調査したところ、決定通知書の「行政文書の件名」欄の記載に不備があり、その訂正を行うまでに約 10 ヶ月の期間が経過している事実があることを確認したが、その他の事項については、情報公開制度の運用に関して不適切と認められる事実を確認することはできなかった。

また、組織的な嫌がらせが行われているとする点についても併せて調査をしたが、事実を確認することはできなかった。

事案 9

実施機関に調査を行ったところ、「本件開示請求があった日から 30 日以内に開示決定等を行わなかったこと、及び開示決定等の期間の延長に関し、開示決定等期間延長通知書を送付しなかったこと、という不適切な事務処理があった。」との説明があり、

当該事実関係を確認した。

3 情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見

事案 6

調査の結果、閲覧に供した部分開示決定に係る文書にマスキング不良の事実があったこと、また、決定通知書の「行政文書の件名」欄の記載に不備があり、その訂正を行うまでに約 10 ヶ月の期間が経過している事実があったことは、情報公開に関する事務処理としては不適切なものであり、是正されるべきものとする。

実施機関においては、このような事務処理が繰り返されることのないよう、再発防止に努められたい。

事案 9

調査の結果、開示請求があった日から 30 日以内に開示決定等を行わなかったこと、及び開示決定等期間延長通知書を送付しなかった事実があったことについては、情報公開に関する事務処理としては不適切なものであり、是正されるべきものとする。

実施機関においては、行政文書開示請求管理システムの活用等により、進捗状況の適正管理に努めるとともに、情報公開に係る事務手続の遵守の徹底を図られたい。

処 理 結 果 通 知 書

情公推第 17 号の 2
平成 18 年 4 月 3 日

様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一照

平成 17 年 12 月 20 日及び平成 18 年 1 月 27 日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>事案 6（平成 17 年 12 月 20 日申出分）</p> <p>(1) 平成 17 年 12 月 20 日に閲覧した平成 17 年 10 月 28 日付け保指第 653 号による部分開示の行政文書において、マスキング不良による個人情報の漏洩があった。</p> <p>(2) 申出人は健康福祉部保険指導課から、開示請求手続きについて度重なる嫌がらせを受けている。同課は情報公開制度をきちんと認識しておらず、制度の誤った運用を行っている。</p> <p>事案 9（平成 18 年 1 月 27 日申出分）</p> <p>平成 17 年 12 月 6 日付けの開示請求に対する決定通知が、平成 18 年 1 月 25 日付けで行われ、期間延長通知もなく放置された。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成 17 年 12 月 20 日 苦情申出書の受付け（事案 6）</p> <p>平成 18 年 1 月 11 日 苦情申出人への書面による調査実施（事案 6）</p> <p>平成 18 年 1 月 16 日 申出人から書面受付け（事案 6）</p> <p>平成 18 年 1 月 27 日 苦情申出書の受付け（事案 9）</p> <p>平成 18 年 2 月 24 日 実施機関（保険指導課）から事実関係の聴取（事案 6、9）</p> <p>平成 18 年 3 月 16 日 苦情処理調査部会で審議（事案 6、9）</p>
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>3 処理結果</p> <p>事案 6</p> <p>(1) 実施機関に調査を行ったところ、「閲覧に供した文書にマスキング不良の事実が認められた。部分開示を行う場合はマスキング等を施し、再度複写をして文字が判読できないようにすることが、事務取扱要綱に定められているが、当該文書の作成に当たっては再度の複写を行っておらず、これが原因と考えている。再発防止に努めたい。」との説明があった。</p> <p>調査委員が対象文書を見分したところ、マスキングされた部分の文字は照明の方向によっては判読が可能であり、マスキング不良の事実があったことを確認した。</p> <p>(2) 実施機関に調査を行ったところ、「申出人の開示請求に対する決定の手続きにおいて一部不適切な事務処理があったことは認める。しかし、これは事務処理上の不手際によるものであって、申出人に対する組織的な嫌がらせの結果によるものではない。」との説明があった。</p> <p>実施機関に不適切な事務処理があったかどうかについて、申出人が提出した書面に従って調査委員が個別に内容を調査したところ、決定通知書の「行政文書の件名」欄の記載に不備があり、その訂正を行うまでに約 10 ヶ月の期間が経過している事実があることを確認したが、その他の事項については、情報公開制度の運用に関して不適切と認められる事実を確認することはできなかった。</p> <p>また、組織的な嫌がらせが行われているとする点についても併せて調査をしたが、事実を確認することはできなかった。</p> <p>上記(1)及び(2)において確認した事実は、情報公開制度の運用に関する事務処理としては不適切なものであり、当情報公開推進会議としては、このような事務処理は改善すべきものとする。</p> <p>よって、千葉県知事に対し、別添のとおり是正を求めた。</p> <p>事案 9</p> <p>実施機関に調査を行ったところ、「本件開示請求があった日から 30 日以内に開示決定等を行わなかったこと、及び開示決定等の期間の延長に関し、開示決定等期間延長通知書を送付しなかったこと、という不適切な事務処理があった。」との説明があり、当該事実関係を確認した。</p> <p>上記事実は、千葉県情報公開条例第 13 条に定める情報公開事務における基本的な事務手続きに反するものであり、当情報公開推進会議としては、このような事務処理は改善すべきものとする。</p> <p>よって、千葉県知事に対し、別添のとおり是正を求めた。</p>
<p>調査委員</p>	<p>苦情処理調査部会 菅野 泰</p>

第 4 号様式 (第 9 条第 1 項)

処 理 結 果 通 知 書

情公推 第 1 8 号の 1
平成 1 8 年 3 月 3 1 日

様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一照

平成 1 7 年 1 2 月 2 7 日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

<p>処理結果</p>	<p>1 苦情の内容</p> <p>(1) 苦情の趣旨は概ね次のとおりである。 正規の手続を経ずまたその痕跡も残さず、県民に情報開示をするためと称して「訂正」と称する行為が行われた。もともとある情報を開示せず異なった情報を開示したのであるから、この行為は文書の改ざんであり、その行為は虚偽公文書の作成そのものである。二度とこのような不祥事が再発しないよう策を講じることを求める。</p> <p>(2) 苦情の理由は概ね次のとおりである。 この問題が放置されると情報公開の制度が崩壊する。開示請求に対応するためという理由で当該情報に対して「訂正」という名の改ざんを認めてしまえば、実施機関は今後好きなように情報を書き換えていくだけでも虚偽公文書を作成することができることになる。場合によっては「訂正」によって新たな情報を書き込み、この部分及びこれに関連する部分を非開示と言い募り開示しないこともできることになる。 今回行われた改ざんの中にはもともと個人的な書き込み箇所もあったようであるが、開示された文書からはもはや書き込み部分と今回の改ざん部分を弁別することは不可能である。それよりも校長が決裁した学校における情報に、個人的な書き込みのある文書が開示される事態も大きな問題を含んでいる。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成 1 7 年 1 2 月 2 7 日 苦情申出書の受付け</p> <p>平成 1 8 年 1 月 2 6 日 実施機関(教育庁教育総務課、行徳高等学校)から事実関係等の聴取</p> <p>平成 1 8 年 3 月 1 6 日 苦情処理調査部会で審議</p>
-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>3 処理結果</p> <p>対象文書（原本）を確認し、実施機関に事実関係を聴取したところ、対象文書には、開示請求前の訂正と開示請求後の訂正が行われていた。</p> <p>開示請求後の訂正については、開示請求者に誤解を与えることともなるので、慎重に行うべきであるが、今回の訂正については、次の理由から不適正とまでは認められない。</p> <p>訂正は、適正な文書事務という観点から、明らかな字句の誤りを発見したので行ったものであり、職員会議の実施回数や年及び年度の表記の誤りで、軽易な事項に係るものである。</p> <p>訂正は、決裁権者である学校長の了解のもと、保存していた原本を訂正することによって行われた。また、訂正者の押印は省略されたが、訂正の過程が分かるように誤った部分に二本線を引いて、その上に正しいものを記載したものである。</p> <p>対象文書は、職員会議の記録であって、当該学校の職員は閲覧可能のものであり、通知文などのように施行を要した文書ではなく、通知先への報告等、原本を訂正することによる特別な措置を要するものではなかった。</p>
調査委員	苦情処理調査部会 井上隆行

第 4 号様式 (第 9 条第 1 項)

処 理 結 果 通 知 書

情公推 第 1 8 号の 2
平成 1 8 年 3 月 3 1 日

様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一照

平成 1 7 年 1 2 月 2 7 日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

<p>処理結果</p>	<p>1 苦情の内容</p> <p>(1) 苦情の趣旨は概ね次のとおりである。 正規の手続を経ずまたその痕跡も残さず、県民に情報開示をするためと称して「訂正」と称する行為が行われた。もともとある情報を開示せず異なった情報を開示したのであるから、この行為は文書の改ざんであり、その行為は虚偽公文書の作成そのものである。二度とこのような不祥事が再発しないよう策を講じることを求める。</p> <p>(2) 苦情の理由は概ね次のとおりである。 この問題が放置されると情報公開の制度が崩壊する。開示請求に対応するためという理由で当該情報に対して「訂正」という名の改ざんを認めてしまえば、実施機関は今後好きなように情報を書き換えていくだけでも虚偽公文書を作成することができることになる。場合によっては「訂正」によって新たな情報を書き込み、この部分及びこれに関連する部分を非開示と言い募り開示しないこともできることになる。 今回行われた改ざんの中にはもともと個人的な書き込み箇所もあったようであるが、開示された文書からはもはや書き込み部分と今回の改ざん部分を弁別することは不可能である。それよりも校長が決裁した学校における情報に、個人的な書き込みのある文書が開示される事態も大きな問題を含んでいる。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成 1 7 年 1 2 月 2 7 日 苦情申出書の受付け</p> <p>平成 1 8 年 1 月 2 6 日 実施機関(教育庁教育総務課、行徳高等学校)から事実関係等の聴取</p> <p>平成 1 8 年 3 月 1 6 日 苦情処理調査部会で審議</p>
-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>3 処理結果</p> <p>対象文書（原本）を確認し、実施機関に事実関係を聴取したところ、対象文書には、開示請求前の訂正と開示請求後の訂正が行われていた。</p> <p>開示請求後の訂正については、開示請求者に誤解を与えることともなるので、慎重に行うべきであるが、今回の訂正については、次の理由から不適正とまでは認められない。</p> <p>訂正は、適正な文書事務という観点から、明らかな字句の誤りを発見したので行ったものであり、職員会議の実施回数や年及び年度の表記の誤りで、軽易な事項に係るものである。</p> <p>訂正は、決裁権者である学校長の了解のもと、保存していた原本を訂正することによって行われた。また、訂正者の押印は省略されたが、訂正の過程が分かるように誤った部分に二本線を引いて、その上に正しいものを記載したものである。</p> <p>対象文書は、職員会議の記録であって、当該学校の職員は閲覧可能のものであり、通知文などのように施行を要した文書ではなく、通知先への報告等、原本を訂正することによる特別な措置を要するものではなかった。</p>
調査委員	苦情処理調査部会 井上隆行

第 4 号様式 (第 9 条第 1 項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 5 号
平成 1 8 年 5 月 1 0 日

様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一照

平成 1 8 年 1 月 2 3 日及び平成 1 8 年 2 月 2 7 日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(1) 事案 8 (平成18年1月23日申出分) 平成 17 年 12 月 20 日付けの行政文書開示請求で対象にしない行政文書を説明したにもかかわらず、その文書だけを全部開示決定した。 開示請求に対する対応として、担当課ではなく、情報公開・個人情報センターから問い合わせをさせ、対象でない文書を特定した。 実施機関は開示請求に対してきちんと対応しておらず、情報公開制度を理解していない。</p> <p>(2) 事案 1 6 (平成18年2月27日申出分) 開示請求の対象文書を特定するのに、担当課が問い合わせをしないで情報公開窓口である総務部政策法務課が問い合わせをして、違う文書の特定をしようとしている。</p> <p>2 調査概要</p> <p>平成18年1月23日 苦情の申出書の受付け (事案 8) 平成18年2月24日 苦情申出人への書面による調査 (事案 8) 平成18年2月27日 苦情申出人から書面受付け (事案 8) 苦情の申出書の受付け (事案 1 6) 平成18年3月 9日 実施機関への書面による調査 (事案 8) 平成18年3月16日 苦情処理調査部会で審議 (事案 8、事案 1 6) 平成18年3月24日 実施機関から書面受付け (事案 8) 平成18年4月18日 苦情処理調査部会で審議 (事案 8、事案 1 6)</p> <p>3 処理結果</p> <p>本件苦情の処理結果は以下のとおりである。</p> <p>(1) 事案 8 実施機関 (農林水産部団体指導課) に調査を行ったところ、「情報公開・個人情報センターが申出人に確認した際には、対象としない行政文書の説明を受けていない。」との回答があった。 当情報公開推進会議において、本件苦情に係る開示請求書及び聞き取りした時のメモを確認したが、対象としない行政文書を明示した上で請求が行われたとする事実を認めることはできなかった。</p>
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>実施機関に調査を行ったところ、「情報公開・個人情報センターが申出人に確認したことは事実だが、開示請求時における申出人の説明について確認したものであり、その内容を踏まえて開示決定をした。申出人の主張しているような状況ではない。」との回答があった。</p> <p>情報公開・個人情報センターが申出人に連絡し、開示請求の内容を確認した事実は認められるが、その他申出人の主張する事実を確認することはできなかった。以上のとおり、実施機関が行った事務処理に不適正な点は認められなかった。</p> <p>(2) 事案 16</p> <p>実施機関（総務部政策法務課）に調査を行ったところ「情報公開窓口における開示請求書の受付等に当たっては、行政文書を特定できる程度に請求の趣旨、求める情報の内容等の把握に努めているところであり、開示請求者が受付時に説明された内容等について確認する場合もある。また、確認した内容は、必要に応じて担当課に文書にて報告しているところである。」との回答があり、これらの内容を検討したが、申立人の主張する事実を確認することはできなかった。</p> <p>以上のとおり、実施機関が行った事務処理に不適正な点は認められなかった。</p> <p>(3) 本件苦情は、開示請求に係る行政文書の特定における実施機関の対応に関する苦情である。</p> <p>開示請求に当たっては、請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を記載してしななければならない、求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載が求められる。一方、実施機関は、的確に開示請求をすることができるよう、行政文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。</p> <p>当情報公開推進会議は、開示請求に係る行政文書の特定に当たっては、実施機関と開示請求者の双方が互いに協力し合うことが重要と考える。</p>
調査委員	苦情処理調査部会 伊藤 さやか

処 理 結 果 通 知 書

情公推第 1 号の1

平成 18 年 5 月 10 日

様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照

平成 18 年 2 月 14 日、2 月 15 日、2 月 16 日及び 3 月 23 日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>事案 10 (平成 18 年 2 月 14 日申出分) 開示文書に対する問い合わせをしたところ、「本庁の保険指導課まで伺っての問合せをしろ」と同課職員に問合せを断られた。</p> <p>事案 11 (平成 18 年 2 月 14 日申出分) 閲覧日の変更を断われた。2 月 10 日決定の文書を、故意に 3 月 23 日まで閲覧させないとの対応をやめさせてほしい。</p> <p>事案 12 (平成 18 年 2 月 15 日申出分) 平成 18 年 2 月 14 日付け保指 977 号で開示決定した文書以外にも、取得または作成した文書の存在を担当が認めながら、開示決定しなかった。</p> <p>事案 13 (平成 18 年 2 月 16 日申出分) 厚生労働省介護保険課が対象文書ではないとしているのに、県保険指導課が国からの事務連絡が対象文書であるとして開示決定した。(平成 18 年 2 月 13 日付け保指 963 号)</p> <p>事案 18 (平成 18 年 3 月 23 日申出分) 対象文書でないものを特定し、開示しようとした。国が作成していないと行政文書開示決定通知書で回答しているのに、県が国の行政文書を対象とした根拠の説明が不明であった。(平成 18 年 2 月 13 日付け保指 963 号の件)</p>
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 調査の概要

- 平成 18 年 2 月 14 日 苦情申出書の受付け (事案 10 ・ 11)
- 平成 18 年 2 月 15 日 苦情申出書の受付け (事案 12)
- 平成 18 年 2 月 16 日 苦情申出書の受付け (事案 13)
- 平成 18 年 3 月 16 日 実施機関 (保険指導課) から事実関係の聴取
(事案 10 ・ 11 ・ 12 ・ 13)
苦情処理調査部会で審議
(事案 10 ・ 11 ・ 12 ・ 13)
- 平成 18 年 3 月 23 日 苦情申出書の受付け (事案 18)
- 平成 18 年 4 月 18 日 苦情申出人から事実関係の聴取
(事案 10 ・ 11 ・ 12 ・ 13 ・ 18)
苦情処理調査部会で審議
(事案 10 ・ 11 ・ 12 ・ 13 ・ 18)

3 処理結果

事案 10

調査を行ったところ、開示決定された文書について申出人が電話での問い合わせを行った際の問題であり、当該文書に関する解釈等の見解が異なることによるものと認められた。

情報公開に係る事務に関する実施機関の対応としては、特段の問題はないものと判断する。

事案 11

調査を行ったところ、2 月 10 日に開示決定した文書を 3 月 23 日に閲覧した事実は認められたが、これは、双方の日程の調整がつかなかったことによるものであり、実施機関の対応に不適切と認められるまでの事実は確認できなかった。

閲覧日の調整は、開示請求者と実施機関の双方が協力して行うものであり、当事者間に信頼関係がないことから生じた苦情と思われる。当推進会議としては、早期の閲覧に向けて十分な話し合いをされるよう、開示請求者、実施機関の双方に努力を求めたい。

事案 12

調査を行ったところ、開示決定通知書の文書件名の記載に関する問題であった。実施機関は、開示決定において特定した文書の添付書類を当該文書の一部と捉えていたが、申出人から別の件名にすべきであるとの指摘があり、指摘どおりに追加決定を行ったものである。

	<p>文書件名の捉え方の問題であるが、開示決定の対象となる文書の範囲自体に問題はなく、実施機関の対応に特に不適切と認められるものはなかった。</p> <p>事案 13</p> <p>調査を行ったところ、国が開示の対象となる文書ではないとしているのに、実施機関が開示決定したことについての苦情であった。</p> <p>開示決定における文書の特定に関する問題であり、千葉県情報公開条例第 27 条の 2 第 3 項第 2 号（開示決定等について行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情）に該当する苦情であることから、当推進会議が担任する苦情としては適切でない。</p> <p>事案 18</p> <p>調査を行ったところ、国が開示の対象となる文書ではないとしているのに、実施機関が開示決定したことについての苦情であり、事案 13 と同趣旨の苦情であった。</p> <p>よって、前記事案 13 と同趣旨により、当推進会議が担任する苦情としては適切でない。</p>
<p>調査委員</p>	<p>苦情処理調査部会 菅野 泰 井上隆行 伊藤さやか</p>

処 理 結 果 通 知 書

情公推 第 19号の 1

平成 18年 4月 12日

様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照

平成 18年 2月 23日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(1) 異議申立ての諮問の順番を故意に操作している。</p> <p>(2) 県職員に不都合な異議申立てを審議させず都合のよい答申が出せるものを先に審議させている。</p> <p>(3) 鋸南町の国からの国保調整交付金詐欺を承知しながら、県職員が県庁全体で隠蔽しようとして、不都合な異議申立てを審議させないようにしている。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成 18年 2月 23日 苦情申出書の受付け</p> <p>平成 18年 3月 16日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果</p> <p>本件苦情は、総務部政策法務課を担当課として申し出られているところ、情報公開に関する異議申立ての諮問事務は、当該異議申立てにおいて不服とされる行政文書開示決定等を担当した課(所)において担当するものであり、総務部政策法務課において操作するものではない。</p> <p>本件苦情は、千葉県情報公開審査会における諮問のあった異議申立ての審議に関する苦情と解され、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない。</p>
調査委員	苦情処理調査部会 菅野 泰 井上隆行 伊藤さやか

処 理 結 果 通 知 書

情公推 第19号の2

平成18年4月12日

様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照

平成18年2月23日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

<p>処理結果</p>	<p>1 苦情の内容</p> <p>(1) 開示請求の対象文書について、開示請求を収受した日でなく決裁の起案日時点として特定する旨の明記がない。</p> <p>(2) 保険指導課担当者から「決裁の起案日時点として特定する旨が明文化されていないから、収受日時点で文書を特定する」と言われた。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成18年2月23日 苦情申出書の受付け</p> <p>平成18年3月16日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>実施機関（総務部政策法務課）から事実関係の聴取</p> <p>3 処理結果</p> <p>実施機関から聴取りを行ったところ、「開示請求に係る文書の特定は、原則として請求時点で保有している文書について行っている。開示・不開示の判断を行う期間が必要なことから、起案日時点の文書まで特定するのは一般に困難である。」との説明があった。</p> <p>速やかな開示の実施のため、請求時点で保有している文書について特定しているとの説明は首肯でき、不適切な事務処理とは認められない。</p> <p>しかし、本件苦情は、開示事務に係る制度運用の改善に関する意見として推進会議に報告することとする。</p>
<p>調査委員</p>	<p>苦情処理調査部会 菅野 泰 井上隆行 伊藤さやか</p>

処 理 結 果 通 知 書

情公推 第19号の3
平成18年4月12日

様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一照

平成18年2月27日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

<p>処理結果</p>	<p>1 苦情の内容</p> <p>(1) 苦情申出の調査で申出人には書類で事情聴取を行いながら、担当課に対しては面談で事情聴取を行うとするも、日程が合わないからと事情聴取をしようとせず、苦情処理を放置している。</p> <p>(2) 情報公開・個人情報センター職員の対応がおかしい。 申出書の控えを交付しようとししない。 事情聴取の書類を提出しても放置、勝手に調査しようとした。 県職員の不法行為を隠すため面談日が決まらないとしている（書類提出手続きを調査員にさせない）。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成18年2月27日 苦情申出書の受付け 平成18年3月16日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果</p> <p>本件苦情は、苦情処理調査部会における苦情処理の手続きに関するものであって、実施機関の情報公開に係る事務についての苦情とはいえず、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない。</p>
<p>調査委員</p>	<p>苦情処理調査部会 菅野 泰 井上隆行 伊藤さやか</p>

処 理 結 果 通 知 書

情公推第 2 号
平成 18 年 5 月 10 日

様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一照

平成 18 年 3 月 30 日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

<p>処理結果</p>	<p>1 苦情の内容 平成 18 年 3 月 24 日付け情公推第 53 号の 2 による「苦情調査に係る回答書」の意向確認内容の不備</p> <p>2 調査の概要 平成 18 年 3 月 30 日 苦情申出書の受付け 平成 18 年 4 月 18 日 苦情申出人から事実関係の聴取 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果 当該苦情は情報公開推進会議に対する苦情であり、実施機関の情報公開に係る事務の苦情ではない。したがって、当推進会議が担任する苦情としては適切でない。</p>
<p>調査委員</p>	<p>苦情処理調査部会 菅野 泰 井上隆行 伊藤さやか</p>

別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

18年1月23日

千葉県情報公開推進会議
会長

様

千葉県情報公開条例第27条の2第2項

千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項

の規定により、次のとおり情報公開

制度の運営の改善に関する意見を述べます。

※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容

1. 健康福祉部保険指導課が担当の行政文書
開示請求では、開示請求書收受日までの行
政文書が対象とされ、^{開示請求書}收受日の次の日から
開示決定に関する起案日までの行政文書は
対象とされない。(対象となる)
2. 運用面で改善し、同じ開示請求を何度も
させないでほしい。



議題 2 「請求件数等の公表方法について」

< 概要 >

情報公開条例第 31 条の規定により、毎年 5 月末、次の事項を県報に登載しているが、このうち「請求及び申出件数の多い順の請求者及び申出者の順位及び件数」については請求内容を加味した公表を検討すべきとの意見があった。

(現在の公表項目)

請求及び申出に係る件数及び処理状況

請求及び申出の実施機関別内訳

請求者及び申出者の実人数

請求及び申出件数の多い順の請求者及び申出者の順位及び件数

不服申立ての件数及び処理状況

< 検討結果 >

「請求及び申出件数の多い順の請求者及び申出者の順位及び件数」については、本県における行政文書開示等の実施状況を広く県民に明らかにし、情報公開制度及びその運用に対する正確な理解を深めることが重要であり、公表してきたところである。

しかし、ここ数年は年間の開示請求に占める上位者の割合が減少傾向にあり、少数の者による大量請求という特異な状況は、その傾向が薄れてきていることから、「請求及び申出件数の多い順の請求者及び申出者の順位及び件数」は公表しないこととする。

なお、他の都道府県では、主な請求先等を公表している例もあることから、本県においては実施機関別の請求件数（各部上位 3 課）を公表し、これまで以上に具体的な請求の傾向を県民に対して示したい。

< 公表案（資料 4 参照） >

請求及び申出に係る件数及び処理状況（件）

請求及び申出の実施機関別内訳（件）

請求者及び申出者の実人数（人）

行政不服審査法に基づく不服申立てに係る件数及び処理状況（件）

議題3 「開示請求書における受付番号の取得について」

< 概要 >

請求者の利便に資する等の観点から、開示請求書を収受する際に受付番号をつけてはどうかという意見があった。

< 検討結果 >

県民の視点に立った行政サービスという観点や他県の実施状況等を勘案して、本県においても開示請求書を収受する際に受付番号をつける方向で準備を進めていく。

< 検討内容等 >

1 他の都道府県の状況

- ・全国で受付番号をつけているのは10道府県
(北海道, 福島県, 神奈川県, 山梨県, 滋賀県, 大阪府, 和歌山県, 福岡県, 大分県, 沖縄県)
- ・その他2県が、請求者には示さないが内部資料として活用している。
(福井県, 高知県)

2 受付番号をつけることによる利点

- ・請求に関する県への問い合わせ等、請求者の利便を図る。
- ・開示請求者や開示請求内容等を名指しで呼称するおそれがなくなり、開示請求者のプライバシー保護に資するなど、情報公開事務の円滑な事務処理に寄与する。
- ・1人の請求者が複数の請求を行った場合、決定通知書に受付番号を明記することで、請求者、実施機関双方にとって整理しやすくなる。

< 今後の検討事項等 >

- 1 受付番号を一元管理するための制度設計
- 2 開示請求管理システムの変更に伴う予算措置
- 3 開示請求管理システム変更 (H19年4月)
- 4 実施機関(受付窓口)への周知 (H19年5月)
- 5 実施 (H19年7月)

平成17年度 行政文書開示等の実施状況について

1 請求及び申出に係る件数及び処理状況(件)

区 分	件 数	処 理 状 況				
		開 示	部分開示	不 開 示	却 下	取 下 げ
開示請求(第5条)	20,690	11,312	8,295	1,030	1	52
開示申出(第25条)	12	0	11	1	0	0
計	20,702	11,312	8,306	1,031	1	52

2 請求及び申出の実施機関別内訳(件)

実 施 機 関		開示請求 (第5条)	開示申出 (第25条)	計	課所別請求及び申出件数 の多い順(上位三位)	件 数
知 事	総 合 企 画 部	203	0	203	知事室	87
					報道監	58
					水政課	48
	総 務 部	513	0	513	政策法務課	150
					総務課	128
					市町村課	107
	健 康 福 祉 部	1,077	0	1,077	保険指導課	670
					障害福祉課	91
					健康増進課	43
	環 境 生 活 部	441	0	441	産業廃棄物課	338
					資源循環推進課	48
					NPO活動推進課	12
	商 工 労 働 部	53	0	53	経営支援課	18
					保安課	17
					障害者高等技術専門校	4
					産業支援技術研究所	
	農 林 水 産 部	225	0	225	夷隅農林振興センター	70
					印旛農林振興センター	38
					農地課	28
	県 土 整 備 部	9,219	0	9,219	山武地域整備センター	1,176
印旛地域整備センター					1,016	
君津地域整備センター君津整備事務所					990	
出 納 局	1	0	1			
計	11,732	0	11,732			

教 育 委 員 会	7,654	0	7,654	千葉商業高等学校	1,376
				行徳高等学校	604
				教職員課	523
公 安 委 員 会	12	0	12		
選 挙 管 理 委 員 会	447	0	447		
監 査 委 員	98	0	98		
人 事 委 員 会	30	0	30		
労 働 委 員 会	0	0	0		
収 用 委 員 会	0	0	0		
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0		
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0		
水 道 局 長	48	0	48		
企 業 庁 長	83	0	83		
病 院 局 長	383	0	383		
警 察 本 部 長	203	12	215		
合 計	20,690	12	20,702		

3 請求者及び申出者の実人数（人）

区 分	実 人 数
開示請求（第5条）	358
開示申出（第25条）	2

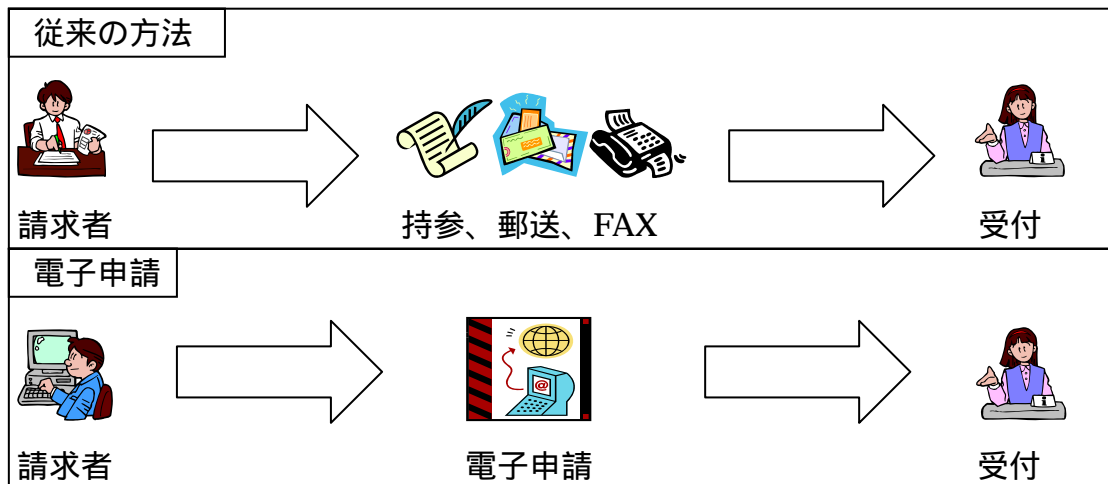
4 行政不服審査法に基づく不服申立てに係る件数及び処理状況（件）

件 数	処 理 状 況						
	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	取 下 げ	審 議 中	検 討 中
150	0	0	1	0	1	80	68

電子申請システムによる開示請求について

1 概要

平成 18 年 3 月 10 日から「ちば電子申請・届出サービス」を利用したインターネットによる電子申請を開始した。電子申請とは、紙によって行われている申請や届出などの行政手続をインターネットを利用して実現できるようにするものである。これにより、行政文書開示請求については、従来の窓口・郵送・FAX による書面（紙）に加えて、24 時間 365 日「いつでも」、自宅や職場などから「どこでも」、オンラインにより請求できるようになった。



2 特徴

- (1) 夜間・休日でも請求することができる。
- (2) 請求の処理状況を「ちば電子申請・届出サービス」により確認することができる。

3 電子申請による開示請求の流れ

- (1) 千葉県ホームページから、「ちば電子申請・届出サービス」へアクセスする。
- (2) 電子申請システムを利用するために、氏名・住所などの必要事項を入力し、ID・パスワードを取得する。
- (3) 検索画面から、行政文書開示請求手続を選択する。
- (4) 手続の内容を確認の上、請求書を作成し、送信する。
- (5) 情報公開・個人情報センターで請求書を受け、実施機関において審査する。
- (6) 実施機関は開示決定等を行い、決定通知書を送付する。

4 これまでの経緯

年 月 日	内 容
平成 17 年 12 月 20 日	千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定
平成 18 年 3 月 10 日	ちば電子申請・届出サービス（電子申請）の運用開始
	千葉県情報公開条例解釈運用基準の改正 知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱の改正

第10回全国情報公開度ランキング 都道府県 総合ランキング

総合ランキング		自治体名	合計(120)ポイント
平成17年度	平成16年度		
1	3	鳥取県	79
2	1	宮城県	76
3	1	岩手県	75
4	14	山口県	74
5	3	長野県	71
5	8	京都府	71
5	13	和歌山県	71
5	37	高知県	71
9	5	神奈川県	70
9	22	福井県	70
9	5	徳島県	70
12	17	新潟県	68
13	28	山形県	67
14	17	秋田県	66
14	35	埼玉県	66
14	11	三重県	66
17	32	大分県	65
18	10	岡山県	62
18	22	鹿児島県	62
20	8	北海道	61
20	17	富山県	61
20	37	岐阜県	61
20	33	愛媛県	61
24	17	千葉県	60
24	5	佐賀県	60
26	26	兵庫県	59
26	40	宮崎県	59
28	14	石川県	58
28	46	福岡県	58
30	30	茨城県	57
30	11	栃木県	57
32	45	広島県	56
33	21	福島県	55
33	36	熊本県	55
33	16	沖縄県	55
36	37	長崎県	53
37	29	大阪府	50
38	44	島根県	48
39	22	滋賀県	47
40	25	青森県	44
41	41	山梨県	41
41	41	奈良県	41
43	30	愛知県	40
44	26	群馬県	35
45	43	静岡県	29
失格	33	香川県	57
失格	失格	東京都	36